

## ○指定避難所一覧

(令和8年3月現在)

番号	収容対象地域	名称	所在地	管理者	連絡先	収容人員	備考
1	山尻	山尻老人集会所	中野 535、 536-2	区長		30	
2	東原下	東原下老人集会所	中野 1204-2	区長		30	
3	原下	原下集会所	中野 1626-1	区長		30	
4	原下	大崎上島学習交流センター	中野 1600-1	町長	67-5500	30	
5	本郷	本郷老人集会所	中野 3806-2	区長		30	
6	片浜	大崎上島開発総合センター	中野 2067-1	教育長	64-3055	50	
7	片浜	大崎上島文化センター	中野 2067-5	教育長	64-3055	50	
8	大西	大崎産業会館	中野 4098-4	商工会長	64-3505	50	
9	向山	大崎上島中学校	中野 5603	校長	64-2055	200	
10	向山	向山老人集会所	中野 5249-2	区長	64-4020	30	
11	長島	長島集会所	中野 6520-11	区長		30	
12	瀬井	瀬井集会所	原田 1752-3	区長		30	
13	原田	西野公民館	原田 638-7	区長	64-2021	50	
14	原田	西野屋内運動場	原田 1128-4	教育長	64-3055	200	
15	大串	大崎上島町ふれあいの館	大串 10-1	町長	64-4200	30	
16	大串	大串老人福祉センター	大串 1893-1	区長		30	
17	外表	地域芸能文化伝承館	東野 5372-16	区長		20	
18	鮎崎	鮎崎老人集会所	東野 5482-10	区長		20	
19	垂水	垂水老人集会所	東野 129-8	区長		20	
20	垂水	東野産品開発センター	東野 249	町長		20	
21	古江	古江老人集会所	東野 759	区長	65-3579	20	

番号	収容対象地域	名称	所在地	管理者	連絡先	収容人員	備考
22	盛谷	盛谷老人集会所	東野 5924	区長	65-2042	40	
23	盛谷	東野小学校体育館	東野 1845	校長	65-2026	190	
24	白水	東野屋内運動場	東野 1854-1	教育長	64-3055	300	
25	白水	東野文化センター	東野 6625-1	教育長	65-3111	100	
26	白水	東野保健福祉センター	東野 6625-1	社会福祉協議会長	65-2210	100	
27	小原	小原老人集会所	東野 1956-1	区長	65-3730	20	
28	上組	上組老人集会所	東野 3414-1	区長		20	
29	下組	観光農林漁業経営管理所	東野 3522	区長		40	
30	矢弓	矢弓老人集会所	東野 2750	区長	65-4081	20	
31	大田	東野解放教育集会所・大田集会所	東野 3960	部落解放同盟東野支部長・区長	65-2052	50	
32	脇之浦	脇之浦集いの館	東野 4494-1	区長		10	
33	生野島	生野島老人集会所	東野 6174	区長		20	
34	木江	岩白会館	木江 5228-1	区長		100	
35	木江	宇浜地域集会所	木江乙 5146-10	区長		30	
36	木江	木江屋内運動場	木江 5028-2	教育長	64-3055	200	
37	木江	木江会館	木江 4968-6	町長		100	
38	木江	木江公民館	木江 4968	教育長	62-0300	100	
39	木江	木江交流倶楽部かもめ館	木江 141-8	区長	62-0360	100	
40	木江	木江保健福祉センター	木江 5-9	社会福祉協議会	62-1430	100	
41	沖浦	上の谷集会所	沖浦 1272-2	区長		30	
42	沖浦	大崎上島漁業協同組合	沖浦 1138-1	組合長	62-0302	100	
43	沖浦	沖浦漁村センター	沖浦 896-4	町長		100	

番号	収容対象地域	名称	所在地	管理者	連絡先	収容人員	備考
44	沖浦	沖浦漁港観光物産館	沖浦 727-14	大崎上島 漁業協同 組合 組合 長		30	
45	沖浦	沖浦農業開発センター	沖浦乙 712-3	区長		100	
46	沖浦	木江小学校	沖浦 253	校長	63-0303	500	
47	沖浦	大崎上島幼稚園	沖浦 125	園長	63-0304	100	
48	明石	明石会館	明石 2564-37	町長		100	
49	明石	明石地域集会所	明石 2350-1	区長		100	

※ 災害発生の危険性があり避難した住民、災害により家に戻れなくなった住民等を避難、生活させる施設。

※ 災害種に限らず、次の基準を満たす施設を町長が指定。

- 1 想定される災害の影響が比較的少ない。
- 2 被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模（収容人員は、1階部分から使用した場合目安）。
- 3 速やかに被災者等を受け入れ、生活関連物資を配布できること。
- 4 車両などによる輸送が比較的容易であること。